

檢べること。

(ハ) 腎疾患遺存(殊に尿蛋白)及結核性疾患の悪化等に注意すること。

(ニ) 過長授乳は子宮萎縮を來す惧大なるを以て之を避くる様指導すること。

昭和十八年度妊産婦保健指導及保護に關する件通牒

(昭和十八年四月二十日 地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日厚生次官より別途依命通牒相成候處之が實施の經費中左記に依り國庫補助可相成候に付四月末日迄に國庫補助申請書提出相成度

記

一、本國庫補助金は左の區分に依り交付相成べきこと。

(一) 事務費

(イ) 妊産婦手帳作成及妊産婦用紙等印刷費

一人當平均三錢 圓 人分

(ロ) 道府縣事務費

協議會費、講演、講演會費、旅費、雜費、印刷費等に充用するものとす。

(ハ) 市町村事務費

市町村に於ける打合せ費、印刷費、雜費等に使用せしむる爲道府縣より市町村に補助するものとす市及六大都市の區一〇〇圓、町六〇圓、村四〇圓の平均に依る。

(二) 事業費

(イ) 健康診察費 圓

葉報

生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察を受くること能はざる者に對する診察費に充用するものとす。

一人診察 分九〇錢 人分 (三回宛)

(ロ) 檢尿費 圓

(イ)に掲ぐる者の檢尿費に充用するものとす。

一人分一〇錢 人分

(ハ) 血液検査費 圓

(イ)に掲ぐる者の血液検査費に充用するものとす。

一人分一圓 人分

(ニ) 妊娠中毒症治療費 圓

(イ)に掲ぐる者の妊娠中毒治療費に充用するものとす。

一人分二〇圓 人分

(ホ) 驅徴費 圓

(イ)に掲ぐる者及其の配偶者は驅徴費に充用するものとす。

一人分二二圓五〇錢 人分

二、本補助金は道府縣豫算に計上し他の經費に流用せらるること。

三、補助金の使途不適當と認めたるとき又は支出精算額が補助額に達せざるときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることあるべきこと。

四、本補助金交付申請書には左の書類を添附すること。

(イ) 道府縣妊産婦保健指導及保護事業計畫書

(ロ) 本補助金に關する道府縣豫算書(議決未済)

の場合に在りては豫算案を添附し議決済の上追送すること)及豫算財源調(別紙第一號様式)

五、本補助金は七月中に二分の一額を翌年一月中旬に殘額を配賦の見込なること。

六、翌年度五月三十一日迄に事業報告書(妊産婦保健指導及保護の概況を記載し別紙第二號様式の妊産婦出生並に出産状況調を添附すること)六月三十日迄に妊産婦保健指導及保護費國庫補助精算書(第三號様式)を夫々提出すること。

七、本補助金の外尚道府縣及市町村に於ても可成妊産婦保健指導及保護の爲左の如き費用を支出し効果を擧ぐる様努むること。

(イ) 妊産婦の保健及保護に關する知識啓發費

(ロ) 榮養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅徴費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊産婦保健指導及保護に關し必要なる經費

(別添様式表省略)

厚生省人口局の昭和十八年度乳幼児

體力向上指導要綱の決定

國民體力法に基き昭和十七年度以降實施するに到つた乳幼児體力向上指導に關する方策の昭和十八年度に於ける實施方については、時局下その一層の強化徹底を要望せられてゐたが、厚生省人口局に於いて最近之が實施要綱の決定を見、昭和十八年四月二十一日付次官通牒を以つて各地方長官宛通告せられるに到つた。右決定要綱その他附帶文書等を掲ぐれば以下の

如くである。

昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱

第一 體力検査に關する事項

(一) 體力検査の方針に關する事項

乳幼児體力検査は國民體力法第六條の二の規定に依り之を行ふものとする。

(二) 體力検査を受くべき者の範圍に關する事項

一、昭和十八年度に於て體力検査を受くべき者は左の三年齡該當者(以下被管理者と稱す)とす

- 1 昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十一日迄の間に出生したる者(以下昭和十六年度出生兒と稱す)
- 2 昭和十七年四月一日より昭和十八年三月三十一日迄の間に出生したる者(以下昭和十七年度出生兒と稱す)
- 3 昭和十八年四月一日以後に出生したる者(以下昭和十八年度出生兒と稱す)

二、體力検査を受くべき者の親權者、後見人又は後見人の職務を行ふ者は國民體力法第四條第二項の規定に依り被管理者に體力検査を受けしむべき義務を負ふものとする

三、市町村長は出生届に依り又は隣組、町内會、部落會、保健所、巡回指導婦、母性指導委員若は方面委員等の協力に依り検査實施期日前豫め第一項の被管理者の名稱を作製するものとする

(三) 體力検査施行者に關する事項

一、體力検査は國民體力法第六條の二の規定に依

り地方長官に於て市町村長をして之を實施せしむるものとする

二、乳幼児體力の検査、療養の指導及其他の體力管理に關する醫務は國民體力管理醫之に當るものとする

三、前項國民體力管理醫は地方長官に於て開業せる醫師又は保健所、健康相談所、官公立病院、赤十字社病院、濟生會病院其他私立病院に勤務する醫師の中乳幼児體力向上指導に適當なる者特に小兒科醫に付之を委嘱又は任命するものとす尙大學、専門學校の教職員たる醫師を委嘱する様考慮すること

四、市町村長は必要に應じ巡回指導婦、保健婦、産婆、看護婦、教職員、母性指導委員、婦人團體員其他適當なる者に付體力検査補助者を委嘱し身體計測、乳幼児體力検査票及體力手帳の記載、體力検査結果報告等の事務に従事せしむるものとする

(四) 體力検査の施行に關する事項

一、體力検査の時期及回数に關する事項

1 體力検査は左の時期及回数に於て之を行ふものとする

- イ 昭和十六年、同十七年度出生兒に付ては五月一日より七月三十一日迄の間に第一回の検査を爲し第二回の検査は第一回検査を受けたる者の中榮養状態要注意者及疾病具當者に付第一回の検査後二月以上経過したる後八月一日より十月三十一日迄の間に之を行ふものとする

ロ 昭和十八年度出生兒に付ては原則として生後四ヶ月迄に一回検査を爲し、更に生後七ヶ月以後に於て一回之を行ふものとするも時期回数は適當に定むることを得るものとする

2 市町村長は前項體力検査施行の日時及場所を豫め告示すると共に保護者に對し之を通知するものとする

3 疾病其他已むを得ざる事故に因り所定の日に體力検査を受くこと能はざる者に付ては豫め市町村長に届出せしめ其の事故止みたる後遅滞なく之を受けしむるものとする

4 時期に依り又は傳染病流行其他の事由に因り第一項の検査を行ふを不適當と認むるときは市町村長は地方長官の承認を経て検査の時期を變更することを得るものとする

二、體力検査の項目及検査方法に關する事項

1 體力検査は身體計測を行ひ榮養状態の良否を検査し適正なる榮養方法の指導を爲すと共に尙疾病異常の有無等に付検査し其の療養指導等に付適切なる注意及指導を爲すものとする

2 前項體力検査の方法は別册「乳幼児體力検査方法乳幼児體力検査票體力手帳記載方法」に依るものとする

3 體力管理醫の一人一日當検査人員は概ね五十人とすものとする

三、體力検査の結果の記入及體力手帳の取扱に關する事項

1 市町村長乳幼児體力検査を行ひたるときは

乳幼児体力検査票を作成すると共に其の結果を体力手帳に記入するものとす

2 体力手帳は乳幼児の初めて体力検査を受けたるとき之を保護者に交付するものとす

3 体力手帳は男子に在りては年齢二十六年迄、女子に在りては年齢二十年迄、乳幼児体力検査票は五年間之を保存するを要するものとす

(五) 体力検査の實施計畫及結果報告に關する事項

一、地方長官は前各項の体力検査實施計畫を樹て豫め厚生大臣の承認を受くるものとす

二、市町村長乳幼児体力検査を行ひたる時は乳幼児体力検査結果報告(様式第一號)を調製し七月三十一日迄に實施したるものに付てはその結果を八月三十一日迄に、八月一日より十月三十一日迄に實施したるものに付てはその結果を十一月三十日迄に之を地方長官に提出するものとす

三、地方長官前項の報告を受けたときは乳幼児体力検査集計表(様式第二號)を調製し八月三十一日迄に報告ありたるものに付ては十月三十一日迄に、十一月三十日迄に報告ありたるものに付ては翌年一月末日迄に之を厚生大臣に提出するものとす

第二 保健指導及療養指導並に保護に關する事項

(一) 被管理者及一般幼児の保健指導に關する事項
一、体力検査をして其の効果を一層確實ならしむる爲所定の体力検査以外に於ても屢々、保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様乳幼児の保護者を指導奨励するものとす

二、努めて体力手帳を活用せしめ種痘、其の他の豫防接種、ツベルクリン反應又は血液其の他の検査若は健康診断又は前項一般保健指導を受けたるときは其の都度体力手帳に記載を受けしめ以て其の体力向上に資せしむるものとす

三、体力検査に於て發見せる榮養状態要注意の乳幼児、疾病異常を有する乳幼児に付ては保健所、保健婦、巡回指導婦、道府縣醫師會、小兒保健報國會其の他保健施設と密接なる聯絡を執り特に之が保健指導に遺憾なきを期するものとする

四、体力検査を受くべき乳幼児以外の幼児の体力向上指導に付ても前各項に準じ屢々、保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様保護者に對し指導すると共に醫師、道府縣醫師會、小兒保健報國會其の他各種保健施設の協力聯繫に依る之が体力向上に努むるものとす

(二) 乳幼児の療養指導に關する事項
体力検査に於て發見せる榮養状態の要注意乳幼児及疾病異常を有する乳幼児に付ては其の症狀に従ひ充分手當療養を加ふると共に特に左の各項に注意するものとす

一、榮 養

榮養不良なる乳幼児に對しては牛乳、乳製品其の他必要榮養品の確保を圖り適正なる榮養方法の指導を行ふと共にその保護方途を講ずること
尚ビタミン缺乏症殊に乳兒脚氣に對してはビタミン劑を給與する等其の治療に遺憾なからしむること

二、結 核

1 結核の疑ひある乳幼児又は家族に現に罹患せる者ある場合若は結核に罹りたることある場合はツベルクリン反應を行ふこと

2 精密検査はその病狀に應じエックス線透視又は寫眞診断、咯痰検査、血液沈降反應等適宜に行ふこと

3 開放性結核患兒は成る可く病院又は結核療養所に隔離收容すること

三、微 毒

1 先天性微毒の疑あるものに付ては血清反應を行ふこと

2 治療はサルバルサン、芥鉛劑等の注射、其の他局所治療等適宜に行ふこと

(三) 乳幼児の保護に關する事項

一、乳幼児に對する保健指導と相俟つて必要榮養品の確保就中乳幼児必需物資たる牛乳、乳製品、穀粉、砂糖、其の他米糲、パン、鶏卵、菓子、果實、蔬菜、魚類等の必要量の確保及配給の圓滑を期するは現下喫緊の要務なるを以て關係各機關の聯絡提携に依り之が保護育成に遺憾なからしむる様努むるものとす

二、榮養状態要注意の乳幼児及疾病に罹れる乳幼児の療養並に保護に付ては各種醫療保護施設、社會事業施設其の他關係施設及團體の活用協力を圖る等之が保護措置に遺憾なきを期するものとす

第三 育兒思想の普及啓發に關する事項

(一) 乳幼児体力向上の實を擧ぐる爲廣く健全なる育兒思想の普及啓發に關する講習會、講演會、映

〔様式第二號ノ一〕

乳幼児體力検査集計表（概括）

施行期間 至 自 月 月 日 日 道府縣

郡部計	市部計		郡部及市部別		計	區別	該當乳幼児數	受檢乳幼児數	受檢率(%)	營養狀態		合計
	第一回	第二回	第一回	第二回						實數	受檢者率(%)	
計	(ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ)							

〔別添〕

乳幼児體力検査方法
乳幼児體力検査票
體力手帳記載方法

（昭和十八年厚生省人口局）

目次

第一章 一般的事項

彙報

- 一、検査並に指導に關し留意すべき事項
 - 二、検査場に關し留意すべき事項
 - 三、保護者に關し留意すべき事項
 - 四、其の他
- 第二章 身體計測
- 一、體重(用具)計測方法—記載様式
 - 二、身長(用具)計測方法—記載様式

〔様式第二號ノ二〕

乳幼児體力検査集計表（乳兒營養方法）

施行期間 至 自 月 月 日 日 道府縣

合計	市部計		郡部及市部別		合計
	第一回	第二回	第一回	第二回	
計	(ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ)

記入注意 一、様式第一號の二の記入注意一、二、三、四に依ること。

三、胸圍(用具)計測方法—記載様式

參考 本邦健康乳幼児發育例

第三章 營養狀態の検査及營養方法の指導

- 一、營養狀態の検査
- 二、營養方法の指導
- 三、營養方法の指導—記載様式—指導上の注意
- 四、營養方法の指導
- 五、營養方法の指導—記載様式—記載様式

方法の指導の記載)

第四章 疾病異常の検査及療養處置の指導

一、検査項目

二、疾病異常の記載

三、疾病異常に對する指導

第五章 豫防接種其の他體力に關する參考事項

一、記載すべき場合

二、記載様式

第六章 體力手帳記載に關する其の他の注意

第一章 一般的事項

一、検査並に指導に關し留意すべき事項

(一) 乳幼児體力検査に當りては疾病の豫防及疾病異常の早期發見と其の療養指導特に榮養の指導に重點を置くこととする。

(二) 榮養不良兒又は疾病異常を有する乳幼児に付ては其の原因、經過等に留意して適應せる指導を爲し次回の検査に當りては特に注意することが肝要である。

(三) 早産兒、双生兒等は特に保健指導に留意せねばならぬ。

(四) 春季及夏季に於ては下痢及腸炎、秋季及冬季に於ては肺炎の豫防に關する注意を爲すことが特に必要である。

(五) 小兒傳染病の豫防に關し適切なる指導を行ふ。

(六) 其の他育児に關する適切なる指導を行ふ。

(七) 指導は總て懇切平明を旨とし適宜口頭に依り之れをなし重要な事項は乳幼児體力検査票及體力手帳に記入する。

(八) 醫療救護を必要と認めたる場合に於ては遲滯なく其の機關と連絡をとり適當の措置を講ずることとする。

二、検査場に關し留意すべき事項

(一) 検査場は受付、待合室、身體計測室、診察室等に區別し設けることを便利とする。若し診察室を別に設けることの出來ぬ場合には衝立又は幕等を以て仕切り、診察を妨げられることなきやう注意する。

(二) 検査場には身體計測、疾病異常檢診の爲に必要な器具其の他の設備を爲す。殊に消毒を要する器具材料等に付いては遺憾なきを期せねばならぬ。

(三) 検査場は採光、換氣等に留意し、尙季節に應じ保温等に關し充分注意する。

三、保護者に關し留意すべき事項

(一) 検査を受ける場合には自ら乳幼児の保育に當る者を附添はしめることを原則とする。

(二) 衣服等は清潔を旨とすると共に着脱の敏速を圖る。

(三) 襦袢は代りを携帯せしめ、尙手拭又はタオル等を用意せしむるを可とする。

(四) 人工榮養兒の場合に於て哺乳の時間に差支へある時は乳を入れた哺乳壺を携帯せしむる。

四、其の他

(一) 受付、身體計測、診察、乳幼児體力検査票、體力手帳の記入等には補助者を要するを以て夫々適當なる補助者を豫め委嘱する。

(二) 乳幼児を長時間待たしめざるやう留意する。

(三) 麻疹、風疹、百日咳、流行性耳下腺炎、水痘其の他傳染の恐れある疾病を有する乳幼児は治療したる後に於て検査を受けしむることとする。

第二章 身體計測

乳幼児の發育、榮養狀態等を検査する場合種々の身體計測を行ふが體重が最も重要なものとされる。從つて乳幼児の體力検査には必ず體重を計測することとし他の身長、胸圍等は必要と認めたる場合に於て計測するものとする。

一、體重

(一) 用具、乳幼児體重計

成るべく五十瓦以下の目盛あるものを用ひる。使用に就て目盛の零位を嚴密に規定し使用後も一應零位に變化なきやを確める。

(二) 計測方法

全裸體として測定することが簡便であるが着衣の場合に於ては衣服、襦袢等の重量を差引く。又乳児籠を使用するのが便利であるが此の場合には籠の重量を差引くことを忘れてはならぬ。

(三) 記載様式

單位はキログラムとして四捨五入法を用ひ單位の下一位に占める。

二、身長

(一) 用具 乳兒身長計、一般用身長計又は卷尺。

(二) 計測方法

三年未滿の乳幼兒は仰臥位に於て測定する。

(三) 記載様式

單位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、單位の下一位に占める。

三、胸圍

- (一) 用具 卷尺
- (二) 計測方法

三年未満の乳幼児は仰臥位にて測定し呼氣の終りに於ける目盛を讀む。

單位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、單位の下一位に止める。
 參考の爲本邦健康乳幼児發育例を掲載する。

本邦健康乳幼児發育例

年 齡	體 重 (kg)		身 長 (cm)		頭 圍 (cm)		胸 圍 (cm)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
新 生 兒	三・〇六	二・九五	四九四	四八五	三三三	三二七	三八	三六
半 月	三・三三	三・一七	五二二	五一三	三四九	三四四	三三六	三三〇
一 月	四・〇〇	三八〇	五四五	五四六	三五八	三五八	三三〇	三三〇
一 月 半	四・七九	四四三	五六九	五七二	三七三	三七〇	三六六	三六六
二 月	五・三二	四九三	五八二	五七二	三七五	三七二	三七七	三七七
三 月	五・九七	五六一	六〇三	五八九	三八六	三八二	三八七	三八七
四 月	六・六六	五八二	六一二	六〇八	三九九	三九六	三九七	三九七
五 月	七・二七	六七〇	六三八	六〇八	四一〇	四〇七	四〇七	四〇七
六 月	七・七七	七〇四	六五五	六四三	四二二	四一六	四一九	四一八

兒 幼		兒	
年 半	一 年 半	七 月	八 月
二 年 半	二 年 半	九 月	十 月
三 年 半	三 年 半	十 月	十 月
四 年 半	四 年 半	十 月	十 月
五 年 半	五 年 半	十 月	十 月
六 年 半	六 年 半	十 月	十 月

第三章 營養狀態の検査及營養方法の指導

一、營養狀態の検査

(一) 判定方法

營養狀態は身體計測(特に體重)、視診、觸診等に依つて総合的に判定する。

視診及觸診に於ては皮膚の色澤、濕潤、彈性、緊満等の如何を檢し尙皮下脂肪、筋肉及骨格の發育狀態、淋巴腺、毛髮、齒牙等を検査する。

特に皮膚蒼白、皮膚彈性減退、組織緊満退行、皮下脂肪發達不充分の徴候があり且體重が本邦健康乳幼児發育例より約二〇%以上少い場合には之を要注意とし、然らざるものを可とする。但し

體重が約二〇%以上減少してゐても視診、觸診等による營養狀態が良好であれば可とする。又體重は充分あつても視診、觸診等による營養狀態に異常があれば要注意とする。

(二) 記載様式

可又は要注意とする。

(三) 指導上の注意

營養狀態不良の原因には疾病によるもの又は營養方法其の他養護の適正を缺けるもの等がある。従つて先づ其の原因を探求し、それによつて適切な指導を與へることが肝要である。

二、營養方法の指導

(一) 營養方法の聽取

保護者から既往及現在の營養方法を詳細に聽取し其の適否を判断する。

(二) 營養方法の指導

(イ) 母乳營養(入乳營養)

育児には先づ母乳による哺育を強調すべきである。此の爲には母親をして先づ充分なる母乳分泌を爲すやうに努力させなければならぬ。又輕い程度の病氣や簡單なる母乳検査の成績を以て輕率に母乳營養を廢すべきでない。

母乳の不足せる場合には健康なる人から貰ひ乳をするやうに勧める。

(ロ) 混合營養

母乳が不足して貰ひ乳もない場合には混合營養

養を行はしめる。

(ハ) 人工榮養

全く母乳のない場合には止むを得ず人工榮養を行ふ。牛乳、全粉乳又は調製粉乳、山羊乳等を使用する。加糖煉乳は之等のものが得られざる場合に於て使用せしむべきで長期に亙り使用することは良くない。

尙乳兒の發育、健康状態等に應じたる調乳法を指導する必要がある。

穀粉、澱粉、重湯等は添加物として使用することは良いがこれのみを以て乳兒を育てることは不適當である。大豆乳の如きも亦同様である。

(三) 離乳期食餌

普通六、七ヶ月頃より離乳を開始するやう指導する。離乳期食餌は乳兒の發育するに従つて流動物、半流動物、消化し易き形になしたる固形物等を順次に與へ、滿一年の頃には大體一日粥食二、三回、乳二、三回を與へるやうにする。夏季に於ては乳兒の健康状態等により多少の手加減を爲さねばならぬが、離乳開始を秋まで延ばす必要はない。

(ホ) 幼兒の食餌

食餌は質に留意し、量を充分ならしめるやうにし、偏食、過食及不規則な間食等に付ては特に注意する。

(三) 榮養方法の指導の記載

榮養方法に關し、指導したる重要な事項は其の要點を「指導ニ關スル記事」欄に記入する。

尙人工榮養の乳兒にして牛乳又は乳製品を必要とする場合には體力手帳を證明書に代用し得るを以て月齡による最高數量までの範圍内に於て實際に必要とする數量を記入する。都市等容易に牛乳を入手し得る所に於てはなるべく牛乳を使用するやう指導する。混合榮養兒の場合には母乳不足による實際の必要數量だけを記入する。乳幼兒月年齢當り牛乳及乳製品の最高數量は次の通りである。

(一) 牛乳一日最高所要量

第一 母乳不足又は母乳を使用し得ざる滿一歳以下の乳兒

年月齡	最高所要量
滿一ヶ月以内	二合
滿二ヶ月以内	三合
滿四ヶ月以内	三合五勺
滿八ヶ月以内	五合
滿九ヶ月以内	三合五勺
滿一年以内	三合

第二 牛乳攝取を必要とする滿一歳以上滿二歳以下の幼兒

滿一ヶ年半以内	二合
滿二年以内	一合

第三 牛乳を必要とする滿五歳以下の幼兒

乳兒の月齡	罐 數
一ヶ月未滿	三
二ヶ月未滿	四、五
三ヶ月未滿	五

四ヶ月未滿	每月七、五
五ヶ月未滿	
七ヶ月未滿	八
八ヶ月未滿	
九ヶ月未滿	六
十ヶ月以上	
一年未滿	毎月五

尙生活困難なるものの乳幼兒にして榮養不良なるものについては牛乳乳製品等の榮養品を無償給與するの道あるを以て遲滞なくその手續をとる。

第四章 疾病異常の検査及療養

處置の指導

一、検査項目

疾病異常は早期に之を發見し、治療處置に對して適切な指導を與へることが肝要である。

乳幼兒に付ては特に左の如き疾病異常に注意して検査する。

- (イ) 榮養障礙、(ロ) ビタミン缺乏症、(ハ) 結核性疾患、(ニ) 微毒、(ホ) 神経系疾患、(ヘ) 形態異常、(ト) 齒疾、(チ) トラホーム

榮養障礙は榮養失調症、消化不良症、消耗症、消化不良性中毒症、穀粉榮養障礙等に注意し、調乳其の他食餌の質及量の不適當、各種ビタミンの不足其の他養護の不適當等の原因を明かにし之に應じた療養處置の指導を爲す。

ビタミン缺乏症に付てはA缺乏症(結膜乾燥症及角膜軟化症)、B缺乏症(脚氣及ベラグラ)、C缺乏症(メレルバロー氏病)、D缺乏症(佝僂病)等の外潜在性のビタミン缺乏状態に注意し、ビタミンの補給方

法其の他養護に関する指導を爲さねばならぬ。

結核性疾患及微毒は精密検査を行つて判定することが必要であり、其の養護並に治療に付ては特に注意して指導せねばならぬ。

神経系疾患は脳膜炎、肺炎、小兒麻痺、精神薄弱等に注意する。

形態異常に付ては將來顯著なる機能障礙を残すと認めらるゝものを發見し適切なる處置を圖るべきで特に下肢の開排を検査し先天性股關節脱臼の有無に注意することが肝要である。

齒疾は齲齒の有無、處置、未處置を検査し齒牙衛生に關し指導をする。

二、疫病異常の記載

疫病異常のある場合は「疾病異常」欄に其の病名又は異常の名稱を記入する。但し結核性疾患、微毒に付ては將來に及ぼす影響を考慮し體力手帳には病名の記載を避け其の顯著なる症状のみを記載する。齲齒は處置齒、未處置齒に分け其の數を記入する。

三、疾病異常に對する指導

疾病異常の治療處置に付ては口頭を以て懇切丁寧且徹底するやう指導を與へると共に羞恥恐怖の念を與へざるやう注意を拂ひ重要事項は其の要點を「指導ニ關スル記事」欄に記入する。

第五章 豫防接種其の他體力に關する参考事項

一、記載すべき場合

豫防接種其の他體力に關する参考事項は體力手帳に記載の申出ありたる場合に概ね左の種類のものに

付記載する。

(一)種痘、(二)ダフテリア、猩紅熱、腸チフス、バラチフス、百日咳、B・U・G等の豫防接種、(三)ツベルクリン反應(皮内反應)、ビルケイ氏反應、貼布反應(四)血液検査、寄生蟲卵検査其の他重要な反應検査(五)其の他體力に關し特に参考となるべき事項

二、記載様式

「乳幼兒期ニ於ケル豫防接種其の他體力ニ關スル参考記事」欄に記入する。

種痘の場合は善感、不善感の成績を記入する。豫防接種の場合には其の種類とワクチン、血清注射の別等を記載する。

ツベルクリン反應の場合には皮内反應、ビルケイ氏反應、貼布反應の別並に其の成績を陽性、擬陽性、陰性を以て記入する。(幼兒期に於てツベルクリン皮内反應を施行したる場合には幼兒期第五頁ツベルクリン皮内反應欄に其の成績を記入する)微毒に關する血清反應の場合に於てはワツセルマン氏、村田氏、井出氏等の反應の種類及成績を記入するが、陽性のものは記載を要せざるものとする。

寄生蟲卵検査の結果は蛔蟲、十二指腸蟲等の蟲卵の種類を記入する。

第六章 體力手帳記載に關する其の他の注意

一、體力手帳の記載には假名は片假名、數字は原則として算用數字を用ひる。各欄中の記事は二行に記載するも差支へなきを以て成る可く一欄を以て済ませるやうにする。

二、各種の検査の結果に付き記載すべき箇所は「検査種別」欄より「責任者印」欄迄、乳幼兒期は二頁、幼兒期は三頁に跨るを以て次回以後の記載に當りては各頁の欄外番號を照合し同一検査に於ては各員同一番號欄を使用する様注意する。

三、訂正は原記載を讀み得べき様線を以て抹消し抹消箇所責任者印を押捺する。

四、體力に關する検査の結果は總て體力検査の記載に準じ夫々該當欄に記載する。

五、醫師診療に際し記載する場合は主として「検査種別」「年齢」「検査診断年月日」欄の「疾病異常」「指導に關する記事」欄等を使用する。

六、乳幼兒期(生後一年未滿)は(乳)の頁に、幼兒期(國民學校就學前迄)は(幼)の頁に各關係事項を記載する。記入欄に不足を生じたる場合は次期の欄を使用する。

七、年齢は検査時を基準として之を記載する。年齢の計算に當りては乳幼兒期に在りては月齡を以てし出生の日より起算し應當日「の前日」を以て滿とし検査日「迄」の滿月數を記載し一月未滿は切捨てる。

幼兒期以後に在りては出生の日より起算し應當日の前日を以て滿とし検査の日までの滿年月數を記載する。但し月數の記載は之を省略するも差支なし、

(例一) 乳兒にして四月二十日出生したる者五月十日検査を受けたる場合は「〇月」六月十八日に検査を受けたる場合は「二月」六月十九日検査を受けたる場合は「二月」と記載する。

(例二) 昭和十六年十月十日出生したる者昭和十八年六月二十日検査を受けたる場合は「一年八

月同年十一月九日検査を受けたる場合は「二年一月」と記載する。

八、疾病其の他の事由により検査の一部を省略したる場合は該當欄に「省略」「不適」と記載し且省略の場合は簡單に其の事由を附記する。

(例) 「省略」(疾病)「不適」

九、本人の氏名にして難讀の場合には表紙の氏名に振假名を付ける。

一〇、「保護者」中「氏名」「本人トノ續柄」「職業」の各欄の記載に當りては異動の場合の訂正に且つ成る可く餘白を残すやうにする。

一一、「本人」中「現住所」欄には體力検査當時の現住所を記載し次の體力検査の際に異動ありたる場合は抹消せず順次追記する。

一二、「検査種別」欄には左の例に依り記載する。

(例)(一) 體力検査の場合「體力」

(二) それ以外の場合は「醫診」

乳幼児體力向上指導に關する件

(昭和十八年四月二十一日 地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施及別途配付豫算の經理等に當りては特に左記各項御留意の上萬遺憾なきを期せられ度

記

第一 乳幼児體力検査實施計畫に關する事項

一、乳幼児體力向上指導要綱(以下要綱と稱す)

第一の(五)一の體力検査實施計畫は國民體力法

施行規則第十一條の規定に依り四月三十日迄に提出すること。

二、前項實施計畫樹立に當りては關係方面保健所、道府縣小兒保健報國會、醫師會、産婆會、保健婦會、各種醫療施設社會事業施設、婦人團體等と豫め充分聯絡を遂げ之が實施をして有機的且綜合的ならしむる様留意すること尙其の地方の實情に即應する様注意すること。

第二 乳幼児體力検査實施上に關する事項

一、要綱第一の(三)三の國民體力管理醫の委嘱又は任命に付ては左の例に依り辭令を交付すること。

1 任期二年を適當と認むる者

「乳幼児體力検査施行に關し國民體力管理醫を委嘱す(命す)」

2 任期一年を適當と認むる者

「昭和 年度乳幼児體力検査施行に付國民體力管理醫を委嘱す(命す)」

二、無醫村、島嶼等僻遠の地に對しては官吏たる國民體力管理醫を派遣する等適當なる方途を講ずること。

三、検査場は地方の實情に即し國民學校通學區域其の他適當地域等を單位としたる一齊検査場(國民學校又は適當集會所)又は國民體力管理醫の診療所とすること尙成るべく保健所、健康相談、大學、専門學校、公立病院等の施設をも利用する様考慮すること。

四、検査は地方の實情に即し一定の期日に於ける一齊検査と國民體力管理醫の診療所に於ける隨時検査とを併用すること。

第三 國費豫算の配賦及經理に關する事項

一、國費豫算の配賦は左の通にして別途令達可相成

こと但し四半期に分割配賦の見込なること。

人口對策諸費(款)

乳幼児體力向上指導費(項) 圓

費 廳(目) 圓

内 國 旅 費(〃) 圓

雜 給 及 雜 費(〃) 圓

乳幼児診査指導費(〃) 圓

乳幼児療養指導費(〃) 圓

二、配賦豫算の經理は左に依ること。

1 廳費は乳幼児體力検査票作製費及通信運搬に充用すること。

2 内國旅費は職員の指導旅費及乳幼児體力指導事務囑託を設置したる場合當該職員の旅費に支出すること。

3 雜給及雜費は講習會、打合會、印刷費、市町村事務費其の他雜費に充用すること。

4 乳幼児診査指導費は乳幼児體力検査に従事せる國民體力管理醫及巡廻指導其の他體力検査補助者に對する手當並に検査に要する資材購入費等に充用すること。

5 乳幼児療養指導費は被管理者にして生活に餘裕なき者に付其の榮養補給又は結核若は微毒の療養指導に要する費用に充用すること。

三、豫算經理に當りては乳幼児死亡率高き地方特に保健指導の實績を擧げ得る地方に重點的に配付する様考慮を拂ふこと。

四、道府縣費、市町村費等を以て左の如き經費を支出する様特に配意ありたきこと。

1 保健婦、巡廻指導婦、母性補導委員等の配賦

(第 號) 乳幼児體力検査票

(昭和十八年度)

彙報

検査場 _____ 検査 月 日

乳幼児氏名	男 女	昭和 年 月 日生	
		在胎月數 ヶ月	
保護者氏名	續柄		
	職業		
現住所			
第 回 検査 (満 年 月)	體重(瓦)	身長(糎)	胸圍(糎)
	乳児期榮養法		
	母乳 貰ひ乳 牛乳 粉乳 煉乳 山羊乳 穀粉 其他		
榮養状態	疾病異常		精密検査
可 要注意	無 有 ()		ツベルクリン反應 血清反應
指導事項			國民體力 管理醫印

- 注意 (1) 在胎月數は判明せる場合に記入すること。
 (2) 身長胸圍は計測したる場合に記入すること。
 (3) 乳児期榮養法は一年未滿の乳児に付記入することとし満七ヶ月迄の榮養法に付當該事項に○印を付すること
 (4) 精密検査の欄はツベルクリン反應、血清反應、其の他の検査を行ひたる場合に記入することとし検査の種類と結果とを記入すること。
 (例) ツベルクリン反應 皮内反應 陽性
 血清反應 ワ氏反應 陰性

(第 號) 乳 幼 兒 體 力 檢 査 票

(昭和十八年度)

第一回 檢 査 月 日

第二回 檢 査 月 日

檢 査 場

乳 幼 兒 氏 名	男 女	昭 和 年 月 日 生 在 胎 月 數 月		
保 護 者 氏 名	續 柄			
職 業				
現 住 所				
第 一 回 檢 査 (滿 年 月)	體 重 (珪)	身 長 (種)	胸 圍 (種)	乳 兒 期 榮 養 法 母 乳 貫 乳 牛 乳 粉 乳 煉 乳 山 羊 乳 穀 粉 其 他
	榮 養 狀 態 可 要 注 意	疾 病 異 常 無 有 ()		精 密 檢 査 ツベルクリン反應 血清反應
	指 導 事 項			國 民 體 力 管 理 醫 印
第 二 回 檢 査 (滿 年 月)	體 重 (珪)	身 長 (種)	胸 圍 (種)	乳 兒 期 榮 養 法 母 乳 貫 乳 牛 乳 粉 乳 煉 乳 山 羊 乳 穀 粉 其 他
	榮 養 狀 態 可 要 注 意	疾 病 異 常 無 有 ()		精 密 檢 査 ツベルクリン反應 血清反應
	指 導 事 項			國 民 體 力 管 理 醫 印

- 注意 (1) 在胎月數は判明せる場合に記入すること。
 (2) 身長、胸圍は計測したる場合に記入すること。
 (3) 乳兒期榮養法は一年未滿の乳兒に付記入することとし滿七ヶ月迄の榮養法に付當該事項に○印を付すること。
 (4) 精密檢査の欄はツベルクリン反應、血清反應、其の他の檢査を行ひたる場合に記入することとし、檢査の種類と結果とを記入すること。
 (例) ツベルクリン反應 皮内反應 陽 性
 血清反應 ヲ氏反應 陰 性

に要する經費

2 検査の器具、資材其の他會場設備費、雜費等に要する經費

3 榮養補給及療養指導に要する經費

4 其の他検査實施上及保健指導並に保護に要する經費

第四 體力手帳、乳幼児體力検査票等に關する事項

一、新に交付を要する者に對する體力手帳は當省より不日送付するも多少遅延の見込なるを以て豫め含み置かるゝこと。

二、乳幼児體力検査票は地方の實情に依り別紙様式の(一人一回検査に付一枚使用)又は様式の二(二人一回検査迄一枚通用)の何れに依るも可なること。

第五 昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱に基く乳幼児體力検査施行に關する道府縣令改正に關する事項

一、乳幼児體力検査施行に付國民體力法第六條の二及同施行規則第四十一條の規定に依り制定せらるる道府縣令に付ては客年五月二十五日人發第五九二號を以て之が準則送付しあるも昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱に基き右準則中改正を要すと認めらるゝ事項左の通なるを以て之が改正方可然措置相成こと

- 1 準則第一條中の被管理者年齢
- 2 同 第二條中の検査時期及回数
- 3 同 第九條中の乳幼児體力検査票様式
- 4 同 第十條中の體力検査結果報告期限
- 5 同 附則第二項

厚生省人口局編の優良多子家庭表彰に關する質疑應答

昭和十八年度の優良多子家庭表彰については昭和十八年四月二十三日付厚生次官通牒並に同日付人口局長通牒を以つて各地方長官宛通告せらるゝところがあつたが、右通牒に附帶し別冊として送付された厚生省人口局編の「優良多子家庭表彰に關する質疑應答」を掲ぐれば以下の如くである。

優良多子家庭表彰に關する質疑應答

(昭和十八年 厚生省人口局)

目次

- 一、優良多子家庭表彰の目的如何
- 二、本表彰の主眼とする所は多子にありや健全なる育成にありや
- 三、優良多子家庭の表彰の效果如何
- 四、表彰の對象を家庭とし父母を被表彰者と爲したる理由如何
- 五、父母を同じくすることを條件としたる理由如何、父母の何れか一方が繼父母なる場合は如何、父母共に生存せざる場合は如何
- 六、滿六歳以上の爲したる理由如何
- 七、嫡出の子女と爲したる理由如何
- 八、十人以上と爲したる根拠如何
- 九、自ら育成したることの條件に付説明を求む
- 一〇、死亡したる者無きことの條件は嚴格に過ぎざるや
- 一一、死産、流産の場合は如何、生死不明の場合は如何

如何

一二、子女何れも心身共に健全なることの健全の意義及程度如何

一三、天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

一四、天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

一五、職役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と言ふは如何なる場合なりや

一六、父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

一七、父母及子女中罪を犯したる者ある場合は如何

一八、子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

一九、該當家庭の調査は現住地、本籍地何れに於て之を行ふや

二〇、六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

二一、次年度以降は如何にされる考へなりや

問 優良多子家庭表彰の目的如何

答 堅實なる家庭を營み多數の子女を健全に育成することは國の基礎を鞏固にし國本の培養に寄與する以所でありますから是等の家庭を表彰して兒童愛護精神の昂揚を圖ると共に家族制度の確保並に國運の隆昌に資せんとするのであります

問 本表彰の主眼とする所は多子にありや健全なる育